

携帯電話用周波数拡大に関する 当社の考え方

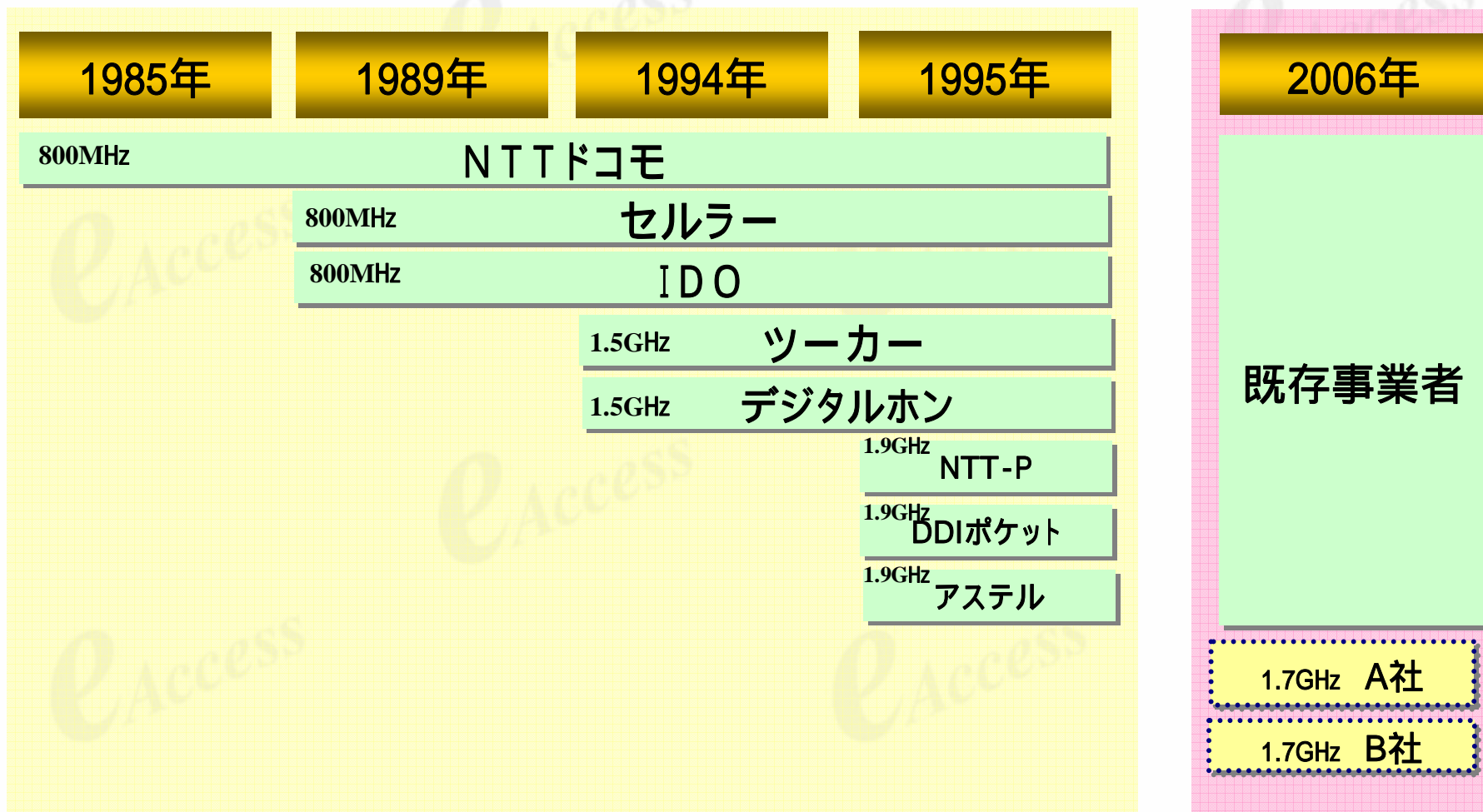
2004年11月25日
イー・アクセス株式会社



- I. FDD方式の参入は2社とすべき
- II. 2006年での新規参入を認めるべき
- III. 周波数の移行と集約先は800MHz帯、新規参入は1.7GHz帯とすべき
(マルチバンドは現実解ではない)

これまでの新規参入は同方式で複数社

- ◆ これまでの新規参入は同一の方式で2社以上の参入
- ◆ 新規事業者はFDD方式で2社認めるべき

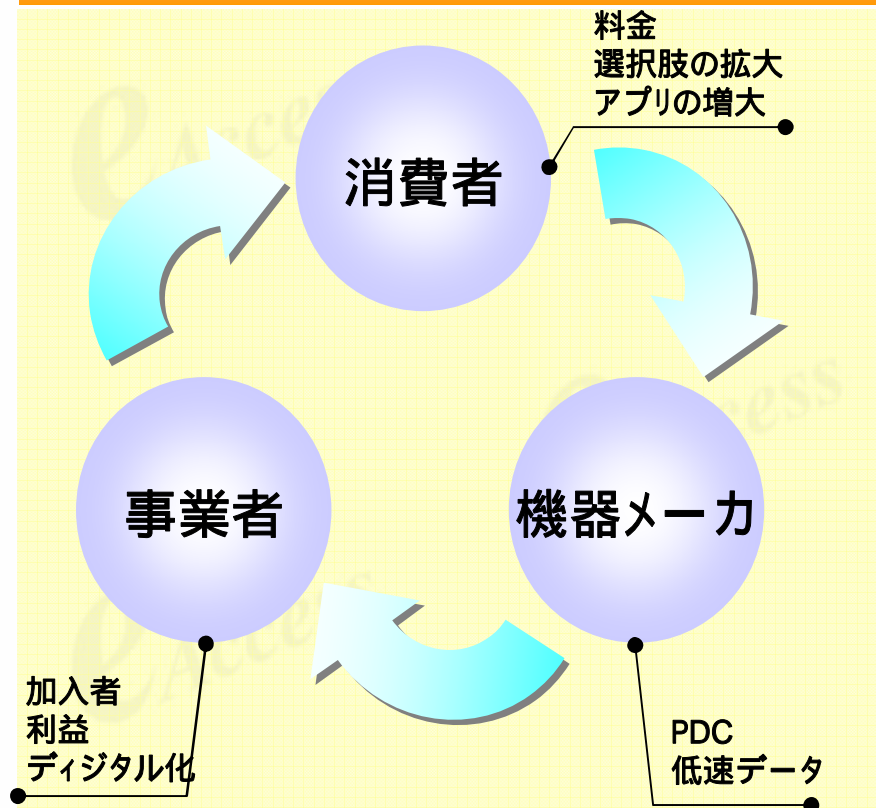


モバイルの進化

1994年のデジタル革命により消費者、事業者、機器メーカー全てがメリットを享受
2006年のモバイルブロードバンド革命で三者全てが再度メリットを享受

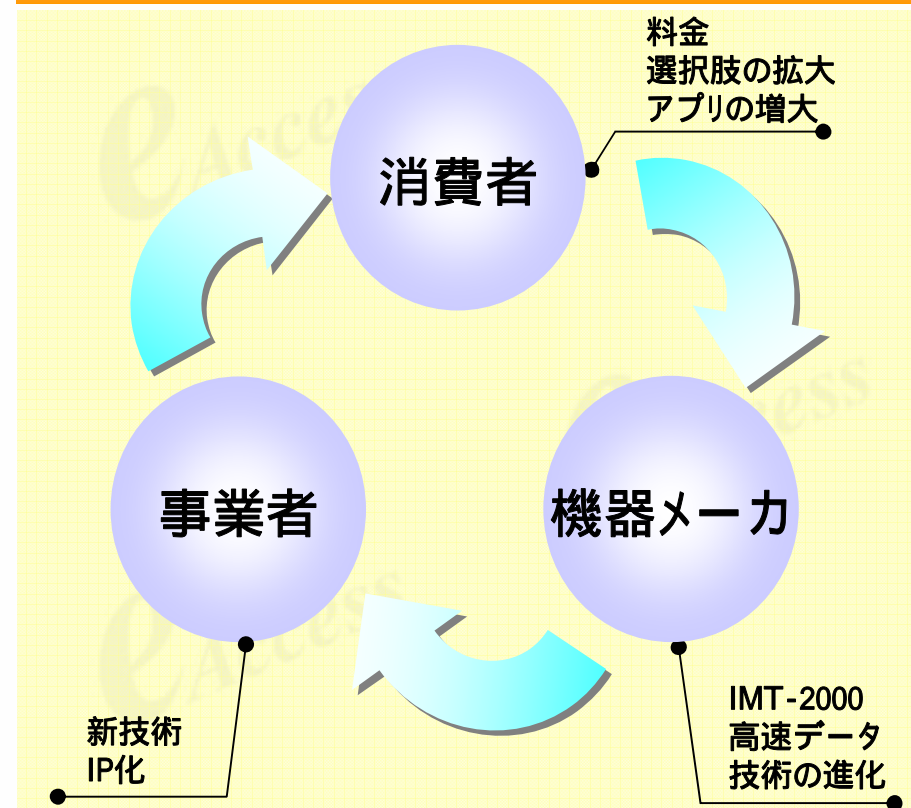
1994年(デジタル革命)

2社参入
端末売切導入



2006年(モバイルブロードバンド革命)

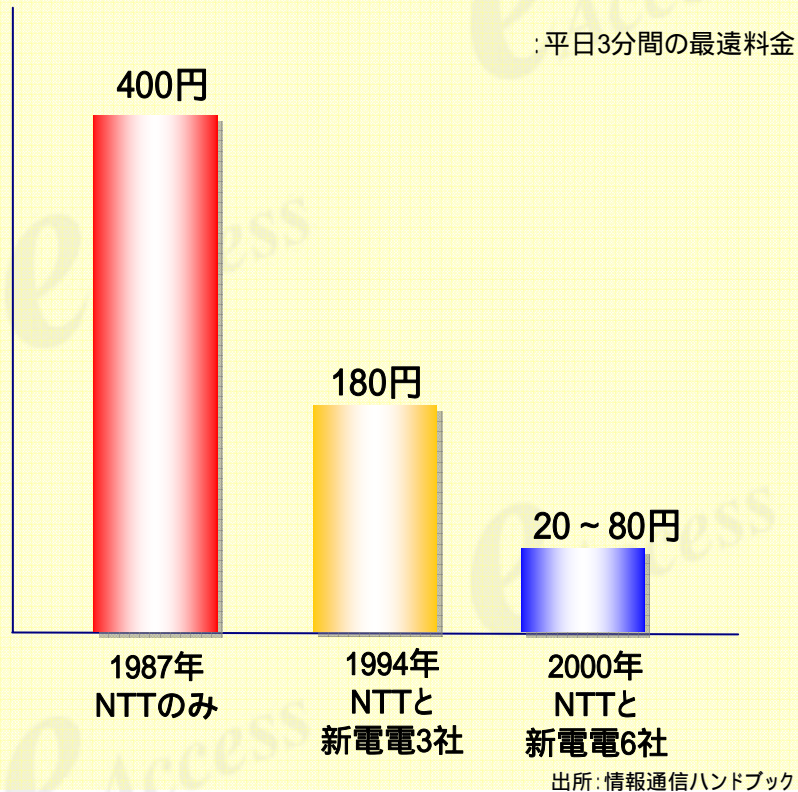
2社参入
番号ポータビリティ導入



新規参入が複数社のメリット

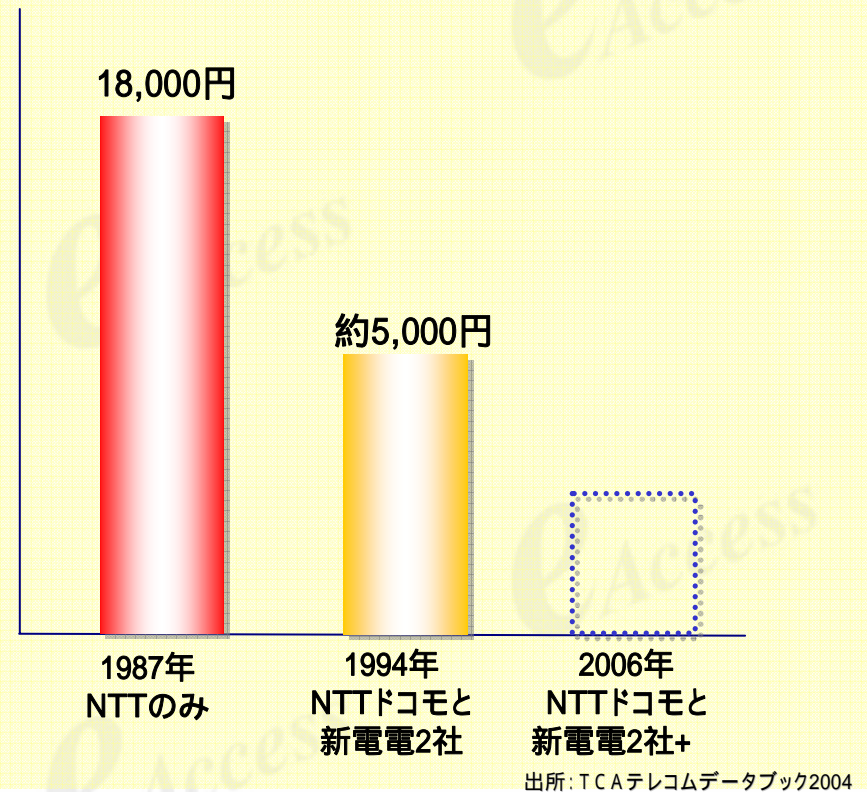
新規参入が複数社ある場合、料金が大きく下がる

日本の長距離電話料金の推移



新規参入により市場が活性化し、消費者有利に

日本の携帯電話基本料金の推移



複数の新規参入により携帯電話料金も消費者有利に

2006年は新規参入に最適な時期

以下の3点から、当社をはじめ新規参入を予定している事業者にとって2006年は絶好の参入機会である

1.7GHz帯の周波数開放

携帯電話の番号ポータビリティ導入

モバイルブロードバンド需要の高まり

周波数の移行・集約、及び新規割当てにおいて考慮すべき要素は以下の通り

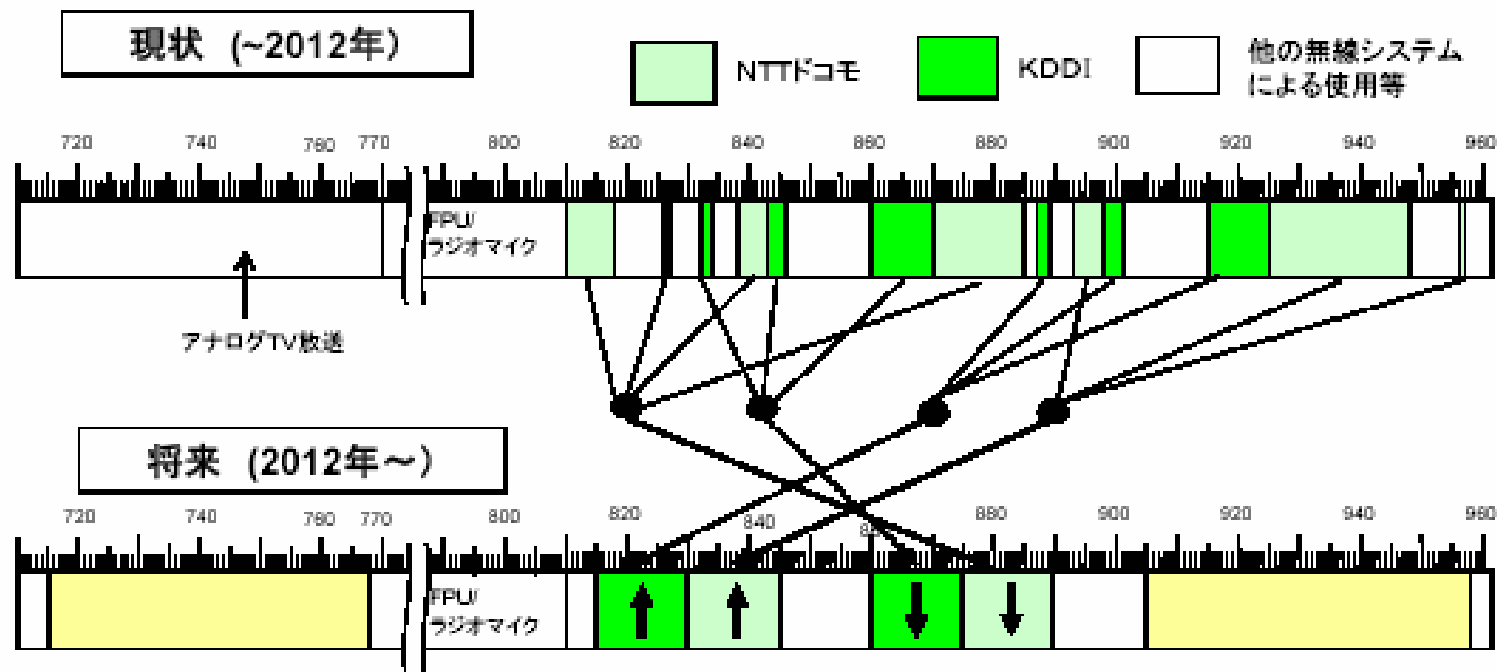
新規参入時期

イコール・フットイング

周波数の効率的利用

新規参入時期

- ◆ 800MHz帯の再編は複雑な手順、2012年までかかる
- ◆ 2006年新規参入実現のため、新規参入は800MHz帯以外の周波数である1.7GHz帯とすべき



イコール・フットイング

- ◆ イコール・フットイングの原則は尊重されるべき
- ◆ イコール・フットイング原則には、以下の2種類が存在

既存事業者 vs. 新規事業者

新規事業者同士

新規 vs. 既存のイコール・フットイング(1)

周波数の新規対既存のイコール・フットイングは望ましいが、それでビジネスのすべてが決まるわけではない

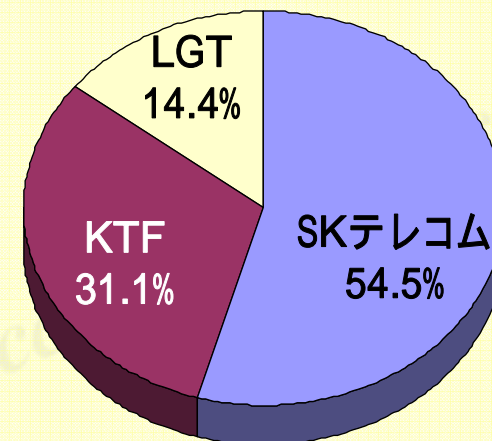
例1) 韓国

800MHz帯独占のSKテレコムに対し、1.7GHz帯のKTFは31.1%と善戦

事業者	周波数帯	システム
SKテレコム	800MHz	CDMA2000
KTF	1700MHz	CDMA2000
LGT	1700MHz	CDMA2000

(出典: CDG Website)

2003年末事業者別シェア



(出典: 情報通信総合研究所)

新規 vs. 既存のイコール・フットイング(2)

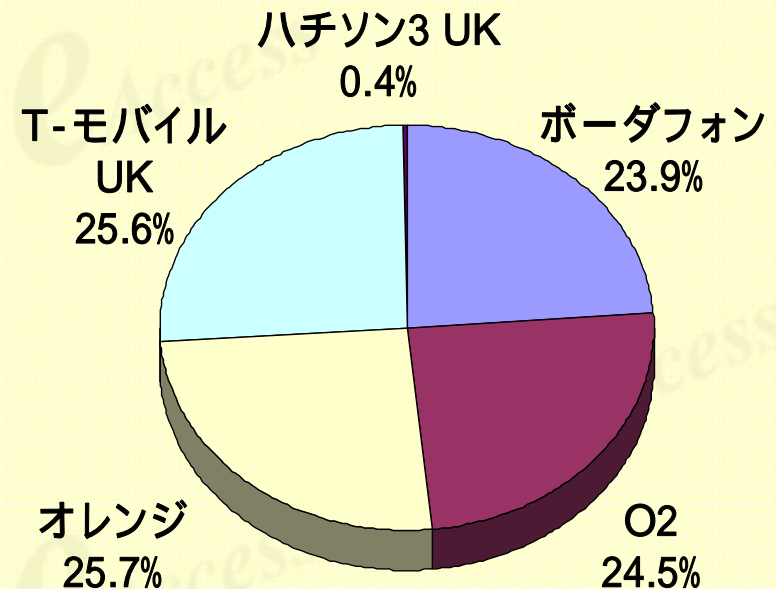
例2) 英国

1.8GHz使用事業者と900MHz使用事業者の市場シェアが拮抗

事業者	周波数帯	システム
ボーダフォン	900MHz 1800MHz	GSM
O2	900MHz 1800MHz	GSM
オレンジ	1800MHz	GSM
T-モバイルUK	1800MHz	GSM
ハチソン3UK	2GHz	WCDMA

(出典: ERO Information Document, 2004年3月)

2003年末事業者別シェア



(出典: 情報通信総合研究所)

新規 vs. 既存のイコール・フットイング(3)

新規対既存のイコール・フットイング原則は、単に新規事業者への周波数割当が既存事業者と同じ周波数帯ということではなく、下記のような公正競争を促進する政策パッケージにより実現すべき

既存事業者とのローミングの義務化

既存事業者の鉄塔設備等の使用

携帯電話の番号ポータビリティの開始時期

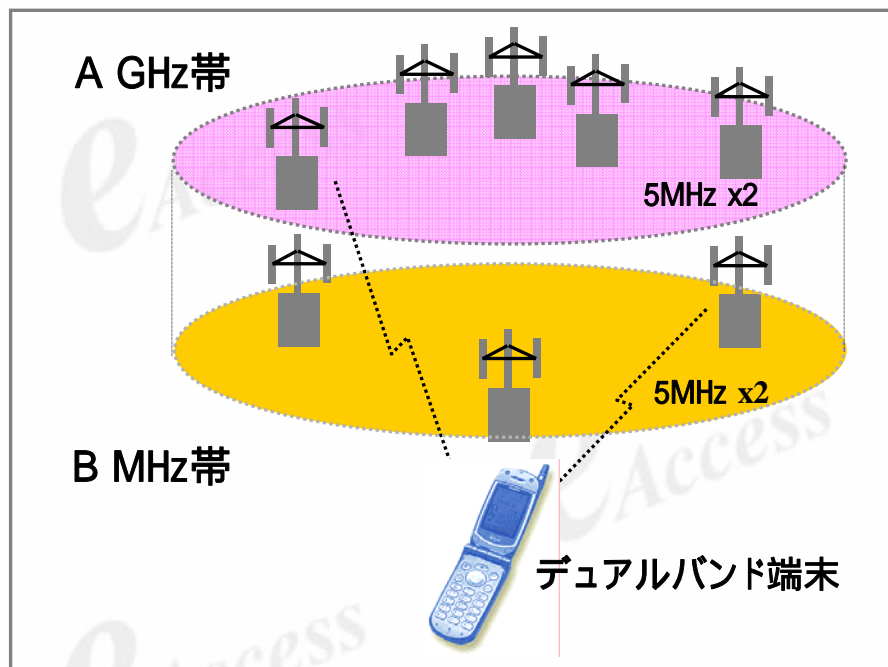
新規事業者同士のイコール・フットイング

- ◆ 新規事業者の周波数のイコール・フットイングは競争上絶対的な条件
- ◆ 新規事業者同士は同一周波数帯かつ同一帯域幅で割当てべき

周波数の効率的利用

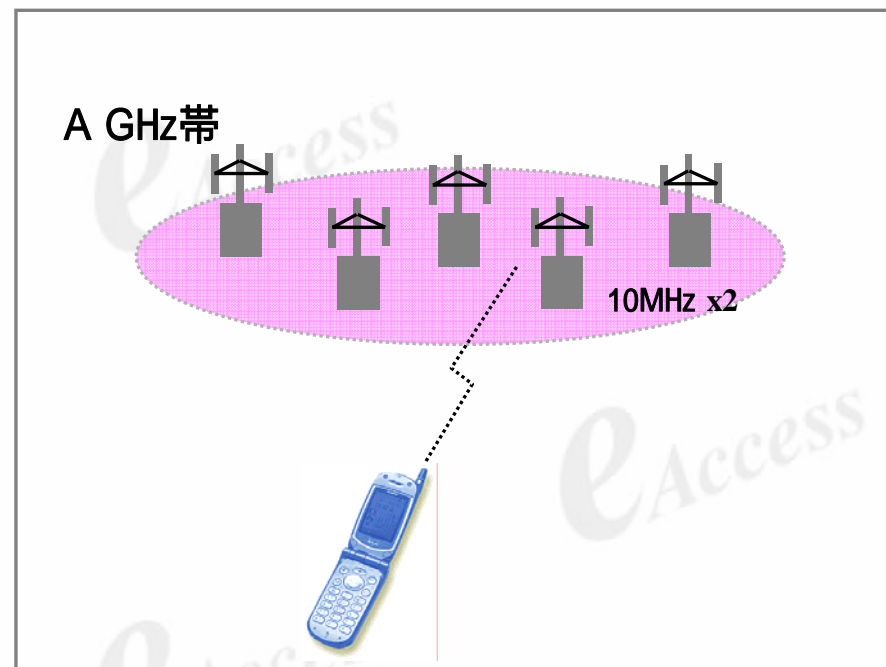
新規事業者にとってマルチバンドは二重投資であり、1つの周波数帯で電波を割当てべき

マルチバンド展開



電波の伝播特性によって基地局の位置が異なり、結果として二重投資

シングルバンド展開



高トラフィックエリアにおいても無線部分のパーツの追加で最小限の設備投資

800MHz帯と1.7GHz帯の周波数割当

2006年の新規参入による移動体通信の競争促進を最大限考慮し、以下のように割当てるべき

800MHz帯については、今回は新規参入への割当を行わない
(2012年以降に論議)

1.7GHz帯は新規参入を2社認め、それぞれ10MHz × 2を割当てる

マルチバンドは新規事業者にとって非効率

検討事項に対する当社の考え方

1. 携帯電話用として使用されている周波数の集約・移行について(移行先の周波数帯及び周波数移行後の周波数利用の在り方を含む)

- ◆ 今回、800MHz帯は総務省案の通りとするべき
- ◆ 移動体通信事業の競争促進のため、2006年に1.7GHz帯FDD方式に割当可能な周波数20MHz×2をすべて新規事業者に割当てるべき

2. 新規事業者に対する周波数の割当てについて

- ◆ 新規事業者同士の競争を促進し、業界の活性化を促すためにも、少なくとも1.7GHz帯のFDD方式では新規事業者を2社認めるべき
- ◆ 新規事業者に対しては、新規同士のイコール・フットイングの観点から、1.7GHz帯のみ10MHz×2ずつ割当てるべき

3. 新規事業者に求められる必須条件及び選定の基準について

◆ 選定の必須条件は下記の要件とすることが適当

サービスの内容	IMT-2000のコンセプトに準拠
提供地域	全国とする
エリア展開	事業開始後5年以内に地域ブロック単位で人口の50%以上

◆ 選定基準は下記を比較して審査することが適当

- 通信事業の経験
- 通信事業者としての経営実績・管理実績
- 事業計画の実現性
- 技術力(実証実験での実績等)
- 財務基盤

4. 周波数の逼迫度合い及び利用効率の評価について

- ◆ 周波数の逼迫度及び利用効率の評価については、旧電気通信技術審議会答申(平成11年9月27日)が根本的基準であり、あり続けるべき
- ◆ ただし、技術の進歩に伴う収容効率の増加・サービスモデルの変化は考慮した上で、評価するべき